

京都市訓令甲第 5 号

庁 中 一 般

京都市局長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成 22 年 9 月 30 日

京都市長 門 川 大 作

別表第 1 局の庶務を担当する課長（政策総務課長を含む。）の項第 3 号中「臨時的任用職員」の右に「(組織・人事担当局長が別に定める者に限る。)」を加える。

別表第 2 総務事務センター長の項中第 2 号を第 6 号とし、第 1 号を第 5 号とし、同項に第 1 号から第 4 号までとして次の 4 号を加える。

- (1) 臨時的任用職員（組織・人事担当局長が別に定める者を除く。以下この項において同じ。）の雇用保険料の収入決定に関する事。
- (2) 臨時的任用職員の社会保険料の支出決定に関する事。
- (3) 臨時的任用職員の給与等に係る差押え及び過誤払に係る収入決定に関する事。
- (4) 臨時的任用職員の給与等に係る支出命令及び振替命令並びに出納（物品に係るものを除く。）の通知に関する事。

別表第 2 人事課長の項第 1 号中「給与費及び給与関連費」を「職員の給与等」に改める。

別表第 2 給与課長の項中第 10 号を第 11 号とし、第 3 号から第 9 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同項第 2 号中「給与等の」を「給与等に係る」に改め、同号を同項第 3 号とし、同項第 1 号の次に次の 1 号を加える。

- (2) 再任用職員及び非常勤職員の雇用保険料の収入決定に関する事。ただし、特別会計に帰属することとなる雇用保険料に係るものを除く。

附 則

この訓令は、平成22年10月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)